

神奈川県の教員の現状

①時間外在校等時間が月45時間超の教職員の割合

	市町村立学校※（政令市除く）（令和2年11月）		県立学校（令和2年12月）	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
時間外在校等時間が月45時間超の教職員の割合	37.1%	56.7%	15.1%	5.2%

※ 客観的な勤務時間の把握を行っている22市町村の状況

②年次休暇一人あたり年平均取得日数（令和2年）

	市町村立学校（政令市除く）		県立学校	
	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
年平均取得日数	8.2日	7.6日	12.7日	14.1日

- 平成29年度と比べて長時間勤務の状況は改善されていますが、目標の達成には至っておらず、引き続き勤務実態を改善する必要があります。

今後も市町村教育委員会等と連携し、指針に掲げた取組を着実に実施します。

また、県及び市町村教育委員会の代表、校長会等の代表で構成される「神奈川県教職員人材確保・育成推進協議会」において、現場の声を聴きながら、各取組の効果を検証し、働き方改革に取り組んでいきます。

教員のワーク・ライフ・バランスが実現することで、自らの人間性や創造性を高めるとともに、子どもたちと向き合う時間を確保し、効果的な教育活動を行うことができます。是非、ご自身の働き方について一度考えていただくとともに、周囲の人と話しあっていただければと思います。

神奈川の教員の働き方改革について、県のホームページに掲載しています。

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/cnt/f537530/index.html>

神奈川県 教員 働き方改革

問合せ先

神奈川県教育委員会教育局行政部教職員企画課企画労務グループ

電話：045-210-1111（内線：8138、8139）

神奈川県教育委員会は

神奈川の教員の働き方改革を推進しています！



県教育委員会は、現場の教員や学校長、学識者などの意見や国の動向を踏まえ、教員が心身ともに充実して、子どもたちと向き合う時間を確保するために、教員の働き方改革の実現に向けた基本的な考え方や取組の方向性を示した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。

この指針に基づき、教員の長時間労働の改善に早急に取り組み、教員一人ひとりが子どもたちと向き合う時間を確保することで、神奈川の教育の質の一層の向上を図ります。

神奈川県教育委員会

令和元年10月に、「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」を策定しました。（令和2年4月改訂）

策定の背景について

県教育委員会で、平成29年度に県立学校及び政令市を除く市町村立学校教員の勤務実態調査を実施した結果、いずれの校種においても、教員の長時間勤務の深刻な勤務実態が明らかとなりました。特に、過労死ライン^{*}を超える長時間勤務の教諭・総括教諭は小学校35.7%、中学校72.7%、高校30.3%、副校長・教頭は小学校63.4%、中学校70.0%、高校67.3%、特別支援学校66.7%など、かなりの割合に上ることがわかりました。

これを踏まえて設置された、現場の教員や学校長、学識者などで構成される神奈川の教員の働き方改革検討協議会において、教員の働き方改革の指針の策定を求められたことや、国の動向を踏まえ、令和元年10月に策定しました。（令和2年4月改訂）

^{*} 時間外勤務が月80時間超

■ 指針に掲げた目標について

① 時間外在校等時間^{*}の縮減

- 時間外在校等時間が、1か月あたり45時間、1年あたり360時間を超えないようにします（特別の場合を除く）。
- 児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に業務を行わざるを得ない場合においては、時間外在校等時間が、1か月あたり100時間、1年あたり720時間を超えないようにします。また、1年のうち1か月の時間外在校等時間が45時間を超える月数は6月までとし、連続する2か月、3か月、4か月、5か月及び6か月のそれぞれの期間について、各月の1か月の時間外在校等時間の平均時間は80時間を超えないようにします。

^{*} 教員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、1日の在校等時間から条例等で定める正規の勤務時間を除いた時間を「時間外在校等時間」とします

② 年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定

- 年次休暇一人あたり年平均取得日数15日以上を目標とします。
- 長期休業期間中に5日を目標として学校閉庁日を設定します。

③ 「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」の遵守

- 年間指導計画の作成と、平日1日及び週休日1日の合計週2日以上^{*}の休養日の取得を徹底します。

「神奈川県の一部活動の在り方に関する方針」については、県のホームページに掲載しています。

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/docs/cy3/gkt/bkd-shidou.html>

■ 指針に掲げた取組について

1 個別業務の役割分担及び適正化について

- 県立学校に依頼する調査や照会や、県教育委員会から市町村教育委員会を通じて市町村立学校に依頼する調査や照会について、整理統合や精選等を行います。

2 勤務時間について

- 年次休暇、夏季休暇の取得を促進します。
- 県立学校における長期休業期間中に、5日間の学校閉庁日を実施します。また、市町村立学校における学校閉庁日の実施を支援します。

3 教員の意識改革について

- 基本研修においてタイムマネジメントに係る内容を取り扱うとともに、コミュニティ・スクールをテーマとする研修の講義・演習では外部資源の活用による業務の効率化について取り上げ、研修の充実を図ります。また、マネジメント研修では働き方改革についての講義を実施します。

4 学校を支える人員体制について

- 県立学校において、業務アシスタントや部活動指導員、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置します。
- 市町村立学校において、スクール・サポート・スタッフやスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置します。

5 定数改善について

- 教育の質の向上を目指すため、教員定数の改善を引き続き国に要望します。

6 労働安全衛生管理について

- 公立学校共済組合において実施している電話やWebによる無料相談窓口等について、教員が積極的に活用するよう様々な機会を通じて周知します。

7 その他について

- 中堅教諭等資質向上研修の一部免除制度について整備を行うとともに、初任者研修の弾力的な運用をはじめとする基本研修の体系の見直しと内容の精選を行い、実施します。

上記に記載した取組のほかにも、県教育委員会は、この指針の目的と目標を達成するために、さまざまな取組を実施しています。